

○自動車騒音の限度を定める省令に係る区域の指定

平成12年3月31日告示第529号の5

改正

平成13年1月5日告示第9号の3

平成24年3月27日告示第387号

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年総理府令第15号）の別表の備考の区域を次のように定め、平成12年4月1日から適用する。

その区域を表示する図面は、兵庫県庁及び関係町役場に備え置いて、一般の縦覧に供する。

なお、昭和46年兵庫県告示第1443号（自動車騒音の限度を定める命令にかかる区域及び時間の指定）は、平成12年3月31日限り、廃止する。

1 a 区域

(1) 昭和44年兵庫県告示第448号の3（騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分）により指定された地域のうち第1種区域

(2) 昭和44年兵庫県告示第448号の3により指定された地域のうち第2種区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定に基づく第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域に限る。）

2 b 区域

昭和44年兵庫県告示第448号の3により指定された地域のうち第2種区域（1に掲げる区域を除く。）

3 c 区域

昭和44年兵庫県告示第448号の3により指定された地域のうち第3種区域及び第4種区域

前 文（抄）（平成13年1月5日告示第9号の3）

平成13年1月6日から施行する。

前 文（抄）（平成24年3月27日告示第387号）

平成24年4月1日から施行する。